

越谷市地域公共交通協議会運営規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この運営規程は、越谷市地域公共交通協議会条例（平成 27 年条例第 20 号、以下、「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、越谷市地域公共交通協議会（以下、「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長の任期）

第 2 条 会長の任期は委員の在任期間とする。ただし、会長が欠けた場合における新たに選任された会長の任期は、前任者の残任期間とする。

（代理等）

第 3 条 条例第 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する委嘱された委員に事故がある場合、当該委員の職務を代理し、又は補佐するものは、議事に参与し、決議の数に加わることができる。

（招集）

第 4 条 会長は、協議会開催の日前 7 日までに、招集の日時、場所及び協議の事項を委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

（協議会の公開）

第 5 条 協議会は、原則公開するものとする。ただし、会長が認めるとき、又は協議会が公開しない旨を決議したときは、この限りではない。

（会議録）

第 6 条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- 一 協議会の日時及び場所
  - 二 出席及び欠席した委員
  - 三 協議の経過
- 2 会議録には、会長の指名した2人以上の委員が署名しなければならない。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年 月 日から施行する。